

大分県報

平成二十八年
第二七六六号
三月二十九日

（火曜日）

目次

大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則の一部改正	一
病院局管理規程	一
大分県病院局組織規程の一部改正	二
告 示	二
公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定	二
指定予定保安林	二
道路区域の決定	三
道路区域の変更	三
道路の供用開始	三
監査委員告示	三
大分県監査委員が管理する公文書の公開等に関する規程の一部改正	三
大分県監査委員が保有する個人情報保護等に関する規程の一部改正	四
公 告	四
県営土地改良事業の工事の完了	四
土地改良区の役員の就任	四
開発行為の完了	五
落札者等の公示	五
雑 報	五
公営住宅等の管理代行	五
○規 則	
大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布	

する。

平成二十八年三月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第十号

大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則（平成十七年大分県規則第四百十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 最終処分場にあつては、供用開始から埋立処分終了までの間の県外からの産業廃棄物の受入量及び県内からの産業廃棄物の受入量の予定を記載した書類並びにその予定により安定的に経営できることを明らかにする長期財務計画書

第四条第二項に次の一号を加える。

七 前条第二項第十三号に定める長期財務計画書に変更を生じる場合には、変更後の長期財務計画書

第五条に次の一号を加える。

三 法第五条の五第一項の規定による大分県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「大分県産業廃棄物処理計画」という。）に定める産業廃棄物処理施設の整備方針に適合するものであること。

第十条第二項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 最終処分場にあつては、譲受けから埋立処分終了までの間の県外からの産業廃棄物の受入量及び県内からの産業廃棄物の受入量の予定を記載した書類並びにその予定により安定的に経営できることを明らかにする長期財務計画書

第十一条に次の一号を加える。

三 大分県産業廃棄物処理計画に定める産業廃棄物処理施設の整備方針に適合するものであること。

第十二条第三項各号列記以外の部分中「する」の下に「（第一号及び第二号にあつては、実際の一年間の搬入量がそれぞれ当該各号に定める数値を超えることとなる場合を除く。）」を加え、同項第一号中「場合」の下に「（次号に掲げる場合を除く。）」を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 令第六条の十一第二号に掲げる者又は法第十四条第六項の許可に係る事業の実施に關し優れた能力及び実績を有する者として知事が認めるもののがれき類（令第二条第九号に掲げる産業廃棄物（事業活動に伴って生じたものに限る。）をいう。）の破碎処理を委

託する場合であつて、一年間の搬入予定量が千トン未満で、搬入後その実績を知事に報告する場合

第十二条第四項を削る。

第三号様式中「添えて協議」を「添えて提出」に改める。

第四号様式中「第6条第2項」を「第6条第5項」に、「協議」を「審判」に改める。

第十七号様式中「行政不服審査法第6条第1項の規定により、」を削り、「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

○病院局管理規程

大分県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

大分県病院局長 田代英哉

大分県病院局管理規程第五号

大分県病院局組織規程の一部を改正する規程

大分県病院局組織規程（平成十八年大分県病院局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中第四十四号を第四十五号とし、第四十三号を第四十四号とし、第四十二号を第四十三号とし、第四十一号の次に次の一号を加える。

四十二 診療支援センター

第五条第二項第六号中「第一外科部」を「外科部」に改め、同項第七号を削り、同項第八号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とし、同項第十号を削り、同項第十一号中「第二婦人科部」を「婦人科部」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十二号を同項第十号とし、同項第十三号から第十六号までを二号ずつ繰り上げ、同条第三項各号を次のように改める。

- 一 第一新生児科部
 - 二 第二新生児科部
 - 三 第一産科部
 - 四 第二産科部
- 第六条第一項の表の医療安全管理部の項の次に次のように加える。

診療支援センター 一 診療支援に関すること。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

○告示

大分県告示第二百一十号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第二項の規定により、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和四十六年環境庁告示第五十九号）別表2の2のアに掲げる類型をいう。以下同じ。）を別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

平成二十八年三月二十九日

大分県知事 広瀬勝貞

別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

水 域	該当類型	達成期間	備 考
佐伯湾中央水域（別記一の水域）	B	直ちに達成	
佐伯湾東部水域（別記二の水域）	A	直ちに達成	

（別記）

- 一 佐伯市大字二栄漁港防波堤先端と大入島大字高松浦上浦九百三十六番地を結ぶ線、大入島、元ヶ鼻と片白島北端を結ぶ線、同島、同島南端と野崎鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
- 二 佐伯市上浦蒲戸崎から鶴御崎に至る陸岸の地先海域であつて、佐伯湾中央水域に係る部分を除いたもの

大分県告示第二百一十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があつた。

平成二十八年三月二十九日

<p>一 保安林予定森林の所在場所 中津市山国町槻木字節迫二五九六番</p> <p>二 指定の目的 水源の涵養</p> <p>三 指定施業要件</p> <p>1 立木の伐採の方法</p> <p>(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。</p> <p>(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p>		<p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>
<p>大分県告示第二百二号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を決定する。</p> <p>その関係図面は、平成二十八年三月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>平成二十八年三月二十九日</p>		<p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>
<p>道路の種類及び路線名</p> <p>区 間</p> <p>敷地の幅員</p> <p>延 長</p>	<p>別府市浜脇二丁目三九四二番四地先から別府市浜脇二丁目三八五〇番二まで</p> <p>メートル 三七・〇 ～ 一九・八</p> <p>メートル 二四二・〇</p>	<p>大分県告示第二百三十三号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の</p>
<p>大分県告示第二百四号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。</p> <p>その関係図面は、平成二十八年三月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>平成二十八年三月二十九日</p>		<p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>
<p>道路の種類及び路線名</p> <p>区 間</p> <p>敷地の幅員</p> <p>延 長</p>	<p>別府市浜脇二丁目三九七二番一から別府市大字浜脇字河内一二九三番四まで</p> <p>メートル 三五・〇 ～ 一四・八</p> <p>メートル 七四七・七</p>	<p>大分県告示第一号</p> <p>大分県監査委員告示第一号</p>
<p>○監査委員告示</p>		<p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>

大分県監査委員が管理する公文書の公開等に関する規程（平成十三年大分県監査委員告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十九日

大分県監査委員	米 濱 光 郎
大分県監査委員	柳 井 貞 美
大分県監査委員	御 手 洗 吉 生
大分県監査委員	玉 田 輝 義

第三条第二項中「財団法人暴力追放大分県民会議（平成三年八月八日に財団法人暴力追放大分県民会議という名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人暴力追放大分県民会議」に改める。

第三号様式、第四号様式及び第九号様式中「60日」を「30日」に、「継続申立て」を「継続請求」に、「不作為決定」を「不作為裁法」に改める。

第十一号様式中「公開請求」の次に「又は不作為」を加え、「不服申立て」を「継続請求」に、「第16条」を「第16条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの告示の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの告示の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

大分県監査委員告示第二号

大分県監査委員が保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十四年大分県監査委員告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十九日

大分県監査委員	米 濱 光 郎
大分県監査委員	柳 井 貞 美
大分県監査委員	御 手 洗 吉 生
大分県監査委員	玉 田 輝 義

第四号様式、第五号様式、第九号様式、第十二号様式及び第十六号様式中「60日」を「30日」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「不作為決定」を「不作為裁法」に改め

る。

第十八号様式中
「開示決定等
訂正決定等
利用停止等決定等
請求に係る不作為」
を
「開示決定等
訂正決定等
利用停止等決定等
請求に係る不作為」
に、「不服申立て」を「審
査請求」に、「第29条」を「第29条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの告示の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの告示の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

公 告

次のとおり県営土地改良事業の工事を完了した。

平成二十八年三月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事 業 名

着手年月日

完了年月日

県営広域営農団地農道整備事業
（玖珠地区）

昭五九・一二・二七

平二八・一・一八

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、川平土地改良区（由布市）から、就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があつた。

平成二十八年三月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

（就任役員）

役名	氏名	住 所
		大分県知事 広 瀬 勝 貞

理事	角熊益美	由布市庄内町渕一二二一番地
"	栗林量教	" 庄内町野畑九七二番地
"	式田英一	" 庄内町渕七三八番地
"	大嶋安長	" 庄内町渕八四四番地
"	土屋益美	" 庄内町野畑一五三の三番地
"	安部英助	" 庄内町野畑一九六九番地
"	安藤義則	" 庄内町柿原一〇七三番地
"	田北隆重	" 庄内町野畑二九六番地
"	角上盛司	" 庄内町野畑一六一一番地
監事	渕次雄	" 庄内町野畑八六五番地一
"	麻生正義	" 庄内町渕九〇八番地
"	麻生正美	" 庄内町大龍一七四六番地一

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成二十八年三月二十九日

大分県知事 広瀬勝貞

一 開発区域に含まれる地域の名称
豊後大野市三重町赤嶺千八百九番ほか三十八筆並びに字年神二千四番一ほか四筆

二 開発区域の面積
二二、〇二一・五四平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名
大分市王子北町五番九号
大和リース株式会社大分支店
支店長 是永典彦

四 完了検査年月日

平成二十八年三月十一日

次のおり落札者等について公示する。

平成二十八年三月二十九日

大分県立病院長 井上敏郎

一 落札に係る物品等の名称及び数量

第2期病院総合情報システム 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県立病院情報システム管理室

三 落札者を決定した日

平成二十八年三月九日

四 落札者の氏名及び住所

富士通株式会社 大分支店 支店長 阿部 泰朋
大分市東春日町十七番五十八号

五 落札金額

十一億八千八百万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

七 総合評価一般競争入札の公告をした日

平成二十八年一月五日

○雑報

大分県住宅供給公社理事長直野清光から、公営住宅及び共同施設の管理の代行について、次のおり登載依頼があった。

平成二十八年三月二十九日

大分県知事 広瀬勝貞

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第四十七条第一項の規定により、次のおり公営住宅及び共同施設（以下「公営住宅等」という。）の管理を行うので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十八年三月二十九日

平成二十八年三月二十九日

大分県報（公告・雑報）

大分県住宅供給公社理事長 直野清光

一 豊後高田市に代わって公営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称
大分県住宅供給公社

二 豊後高田市に代わって管理を行う公営住宅等の名称
豊後高田市営住宅条例（平成十七年豊後高田市条例第二百二十九号。以下「条例」とい
う。）別表第一（二）に規定する公営住宅等（長小野住宅を除く。）
三 豊後高田市に代わって行う公営住宅等の管理の内容

1 条例に規定する事務のうち次に掲げるもの

条 項	事 務 の 内 容
第四條	入居者の公募の方法に関する事務
第五條	公募の例外に関する事務
第六條	入居者の資格に関する事務
第八條	入居の申込み及び決定に関する事務
第九條	入居者の選考に関する事務
第十條	入居補欠者に関する事務
第十一條	入居の手續に関する事務
第十二條	入居の決定の取消しに関する事務
第十三條	同居の承認に関する事務
第十四條	同居の承継に関する事務
第十八條第四項	家賃の納付に関する事務（明渡日の認定に關する事務に限る。）
第二十一條	修繕費用の負担に関する事務
第二十七條	住宅の用途変更の制限に関する事務
第二十八條	住宅の増築等の制限に関する事務
第三十二條	高額所得者に対する明渡し請求に関する事務
第三十四條	住宅のあつせん等に関する事務
第三十五條第一項	期間通算に関する事務
第三十六條	収入状況の報告の請求等に関する事務
第四十一條	公営住宅の検査に関する事務
第四十二條	公営住宅の明渡し請求に関する事務
第六十條	市営住宅監理員及び市営住宅管理人に関する事務
第六十一條	立入検査に関する事務

2 公営住宅等の維持管理及び修繕に関する事務

3 家賃（使用料）の収納及び納付指導に関する事務
四 豊後高田市に代わって公営住宅等の管理を行う期間
平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで